

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人日の出福祉会(以下「法人」という。)定款第40条の規定により、法人の管理運営及び業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長の専決事項)

第2条 理事長が専決できる日常の軽易な業務は、次のとおりとする。

- 1) 施設長の任免その他重要な人事を除く職員の任免
- 2) 職員の給与に関する事。ただし、給与規定により支給する。
- 3) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事
- 4) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 5) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 6) 建設工事請負や物品購入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 1000万円未満の建設請負工事
 - イ 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - ウ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - エ 緊急を要する物品の購入等
- 7) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、金額が1000万円未満。
- 8) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、購入時に500万円未満の物品に限る。
- 9) 予算上の予備費の支出
- 10) 入園者・利用者の日常の処遇に関する事
- 11) 寄付金の受入れに関する決定
ただし、寄付金の募集に関する事項は除く。

(園長の専決事項)

第3条 園長が専決できる業務は、次のとおりとする。

- 1) 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事。
- 2) 所属職員の旅行命令及び復命に関する事。
- 3) 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- 4) 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 5) 臨時職員の任免に関する事。

第2章 評議員選任・解任委員会

(目的)

第4条 本細則は、社会福祉法人 日の出福社会定款第6条1項に規定された社会福祉法人 日の出福社会評議員選任・解任委員会における評議員の選任・解任手続等を定めたものである。

(委員の構成)

第5条 委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

2 理事長は、委員会に出席しなければならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、就任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第6条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第7条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第8条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

(招集)

第9条 委員会は、理事長が招集する。

(招集通知)

第10条 理事長は、委員会の日1週間前までに、各委員会委員(以下委員)に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(委員長)

第11条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第12条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 理事会は、理事会で決議された「次期評議員候補者推薦書」を委

員会に提出する、

- (2) 理事会は、「次期評議員候補者推薦書」記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第13条 評議員の解任は、以下の各号の経路を経るものとする。

- (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第14条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ外部委員の賛成することを要する。

(議事録)

第15条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、委員長及び出席した委員が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した理事の氏名
 - (4) 委員会の委員長が存するときは、委員長の氏名
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補則)

第16条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会の議長)

第17条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員会の互選で定める。

(評議員の報酬)

第18条 評議員に対して評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第4章 役員

(理事会の議長)

第19条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(役員報酬)

第20条 理事及び監事に対して評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(改廃)

第21条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 日の出福祉会

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む。)及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 理事長、理事及び監事が理事会に出席した場合は、以下に定める金額を支払うものとする。

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	日額3,000円

第3条 理事長、評議員が評議員会に出席した場合は、以下に定める金額を支払うものとする。

名 称	報 酬
評議員会出席報酬等	日額3,000円

第4条 理事会出席の報酬の総額は、30万円を限度とし、評議員出席の報酬の総額は、30万円を限度とする。

第5条 役員等の報酬等は評議員会の決議により無報酬とし、評議員の報酬等は、

社会福祉法人日の出福祉会定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第6条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年6月24日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。